

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年 9月 9日

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

工事番号	第 24-70011-0014 号
工事名	旧相馬女子高校解体工事
質 問 事 項	
<p>① 基本埋設配管は図示のとおりと思いますが、図面のない配管の発現時には立会い撤去の有無をご指示ください。</p> <p>② 敷地境界付近における建物躯体、植栽（伐根）撤去時で、図面との違いがあった場合には立会願います。</p> <p>③ 設計内訳（P.230 共通仮設費 積上げ）「後打ちアンカー 引張試験 1か所」とありますが、図面上見つけられませんでしたのでご指示をお願いします。</p> <p>④ 同上「粉塵濃度測定費」施工中において多くのポイントで測定がありますが、ご指定箇所があるのでしょうか。</p> <p>⑤ 設計内訳（P.206 消火ポンプユニット新設）「生コンクリート」の呼び強度 27 とありますが、設計強度 21N+補正值+6N 合計 27N でよろしいのでしょうか。</p> <p>⑥ 同上の「生コンクリート」は 8.9m³ と少量の為、現場試験および第三者における 4 週強度試験は省力可能でしょうか。</p> <p>⑦ 同上の「縁石」で摘要欄の「9-11-7、9 再生クラッシャーラン」とありますが、どのような材料でしょうか、図面（A20-1）では、「縁石は 120×120×600 の新設」とありますどちらを採用すればよいのでしょうか。</p> <p>⑧ 設計図の文字数字が読めないところ（文字などがつぶれているなど）が多いので、読める図面はあるのでしょうか。</p> <p>⑨ 設計図（A-06）特記仕様書 6 の注意事項をどのように解釈すればよろしいのでしょ</p>	

うか。「記載施設は指定施設ではない、施設変更は設計変更の対象としない。」処理施設で「放射能の確認」があった場合、放射の有無で受入られないことも考えられます。よって、協議により変更（設計変更）が可能にはならないのでしょうか。

- ⑩ 消火栓ポンプユニット新設に当たり、既設施設に警報表示または警報盤が必要になると思われませんが、図面上では既存自火報受信機に警報表示の有無が確認できません。警報表示がない場合、警報盤の新設又は自火報受信機の更新が必要になると思われませんが、別途工事で考えてよろしいでしょうか。
- ⑪ 設計内訳（P.100）光接続箱 撤去：1台とありますが、設計図面E1-17およびE1-18に「PD-1」「PD-2-1」「PD-2-2」の計3台あります。1台のみの撤去でよろしいでしょうか。
- ⑫ 設計内訳（P.102）照明器具撤去（Ls：学校保管）2台とありますが、図面E1-11には記載がなく「Js」の表記がありました、「Ls」と読み替えますか。
- ⑬ 埋設配管は図上ではある程度理解できますが、既存の残す配管もありますので、必要に応じて立会願います。

回 答 事 項

- ① 必要に応じて立会うとともに、撤去の必要性については協議の対象とします。
- ② 必要に応じて立会います。
- ③ 機械設備工事特記仕様書(1)(M-01)1機械設備共通事項16あと施工アンカーのとおりです。
- ④ 撤去作業中の作業エリア周辺及び撤去後の室内で測定することを想定しています。なお、具体的な測定位置については、打合せ及び施工計画書等において決定します。
- ⑤ 図面（A20-01）のとおり設計基準強度 $F_c=24N$ で、補正值 $3N$ を採用し呼び強度 $27N$ としています。
- ⑥ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版6.9.1のとおりです。
- ⑦ 「縁石 9-11-7、9 再生クラッシャーラン」は、建築工事標準詳細図令和4年版のとおりであり、図面（A20-01）で示す地先ブロックの寸法・形状と同一のものです。
- ⑧ 図面の解像度を変更し、掲載しました。
- ⑨ 条件が変更になった場合は、協議の対象とします。

- ⑩ 本工事において、第2体育館2階教官室の既設受信機に警報を表示します。
- ⑪ 「PD-2-1」及び「PD-2-2」も撤去の対象です。
なお、その費用は、金抜き設計書 P.100「電気設備等撤去」に含まれています。
- ⑫ 設計内訳の摘要欄の記載は「Js」が正です。
- ⑬ 必要に応じて立会います。